

他団体からの協賛、後援等依頼に対する許諾ガイドライン

平成 25 年 7 月 23 日制定

I. 他団体への協賛、後援等の許諾に関する基本的考え方

日本工学会（以下、「本会」という。）事業との関連性および公益性の観点から、以下の条件を満足する場合は、原則として、協賛、後援等を許諾する。

1. 会合等内容

会合等の内容が本会事業に関連あり、かつ、本会会員にとって有益と考えられること。

2. 依頼元団体の属性

下記のいずれかであること。

(1) 官公庁、独立行政法人、学校法人、等

(2) 学協会等、非営利社団法人（公益社団法人、一般社団法人）

(3) 研究会、委員会等、(2)に準じる非営利団体（必ずしも法人格が無くても対象とする）

その他、新聞社、雑誌社等、については、公益性、公共性の観点から、個別に判断する。

3. 本会の負担等

本会 Web ページによる周知程度で、負担金がないこと、かつ、労務提供義務がないこと。

II. 他団体からの Web 掲載あるいはメールによる周知依頼に対する考え方

1. 本会が協賛または後援等の立場にある場合

(1) 原則として、関連 URL を本会 Web ページに掲載し周知する。

(2) 必要に応じて、事務研での資料配布あるいはメールにより会員学協会へ周知する。

なお、事務研での資料配布は、事務研委員長等の判断による。

2. 本会が協賛、後援等の立場に無い場合

掲載内容が本会事業に関連あり、かつ、本会会員にとって有益であると判断され、依頼元が、下記のいずれかである場合には、原則として、Web 掲載を行う。

(1) 官公庁、独立行政法人、学校法人、等

(2) 本会分野に近い学協会等、公益法人（公益社団法人、一般社団法人）

その他、法人格のない学協会、研究会、委員会等の団体、新聞社、雑誌社、等は、

①本会会員にとっての有益性、②公共性、公益性、の観点から個別に判断する。

III. 実施、報告、本ガイドラインの追記、審議等

1. 上記ガイドラインに照らし、明らかに条件を満たす場合は、事務局長が協賛等の許諾事務処理、Web 掲載等を実施し、事業担当理事が取り纏め、直近の理事会に「外部からの依頼事項」として報告する。

2. 前項に該当しないケースは、事業担当理事が個別に判断し、本ガイドラインに追記する。

3. 重要なケースは、事業担当理事が理事会に諮る。

以上